

令和8年5月21日

## 1 趣旨

農業生産の振興及び農業経営の安定のためには、農作業の安全確保と農作業事故の防止が重要である。しかしながら、農業従事者の高齢化等に伴い、農作業中の事故が発生しており、農作業安全対策の一層の徹底が求められている。近年の高温により、農業者の熱中症が懸念されることから、熱中症の事故防止のための対策を講じるよう周知していく必要がある。さらに、本年度においては、外国人技能実習生が重大な農作業事故に巻き込まれる事例も発生しており、農業経営体の実情に応じた安全対策を講じる必要がある。このため、引き続き、関係機関が一体となって、熱中症対策及び農作業安全の啓発等に取り組み、農作業中の事故防止を推進する。

## 2 スローガン

見直そう！ 作業手順と安全意識

## 3 強化期間及び重点強化取組項目

### (1) 熱中症対策強化期間（4月～6月）・夏の熱中症等対策声かけ期間（7月～9月）

- ①高温時の作業の回避、日陰や風通しのよい場所での作業、ビニールハウスの換気など作業環境を改善する。
- ②ファン付きウェア、保冷剤入りベスト、ネッククーラーの活用、直射日光を遮る帽子の着用など作業者の体温上昇を防ぐ。
- ③こまめな休憩と水分・塩分補給をルール化し、脱水症状を防ぐ。
- ④緊急時の連絡体制の整備など安全管理体制を強化する。
- ⑤単独作業を避け、地域・家族での声を掛け合い、農作業の安全に取り組む。

### (2) 農業機械安全対策強化期間（4月～10月）

- ①農業機械の定期的な点検・整備を行い、整備不良による事故を防ぐ。
- ②ほ場周辺の危険箇所（出入口、傾斜のある道路、段差、水路等）を確認し、慎重に機械を操作する。また危険箇所を改善する（出入口の拡幅、段差の解消、草刈り、路肩の補強など）。
- ③乗用型農業機械操作時はシートベルト・ヘルメットの着用を徹底する。トラクターでは、安全キャブ・安全フレームを装着する
- ④乗用型トラクターで道路を走行する際は、シートベルト着用を徹底する  
※R9年以降に製造された座席を有するトラクターは、道路走行時シートベルト着用義務化。
- ⑤機械の点検時及び清掃時（機械の詰まり等を取り除く場合も含む）は、エンジンを切り、機械の停止を確認してから行う。
- ⑥身体機能に不安を感じる場合は、地域の農業支援サービス事業体を活用する。

## 4 取組方法

- (1) 単独での研修の開催（GAP研修も含む）
- (2) 既存の会議、研修、イベント等に併せての開催
- (3) ポスターの掲示、啓発チラシやステッカーの配布による注意喚起の実施
- (4) 広報誌や情報誌への掲載、ホームページ及びSNSを活用した注意喚起の実施
- (5) GAPの取り組み周知・実践の推進
- (6) 公道走行時の法令遵守の周知
- (7) 労災保険特別加入の促進

## 4 各強化期間における留意事項

### (1) 熱中症対策強化期間

- ・昨年6月1日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行されたため、生産者には、特に「事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知」を徹底するよう啓発する。
- ・気温が上昇する前の初夏に、熱中症の危険性（死亡するリスクがあること、農作業中の熱中症事故が増加していること）を明確に伝え、熱中症の注意喚起と対策（中症対策アイテムの積極的な活用を促す）を周知する。

### (2) 農業機械安全対策強化期間

- ・新規就農者など農業従事年数が短く、農業機械の操作に慣れていない農業者に対して研修の受講を促し、農作業安全に係る知識の習得を図る。
- ・農業従事年数が長い高齢者などは、農業機械の操作に慣れている分、ちょっとした不注意から事故が起こることが想定されるので、農作業事故の具体的な事例を情報提供しながら農作業安全対策を講じるよう啓発する。

### (3) 共通

- ・特に、雇用している法人については、安全教育の実施、安全性確保のルールづくりなどを指導する。

## 5 情報の共有

- ・農作業事故情報収集（事務局）
- ・外国人技能実習生を受け入れている農業経営体向けの安全対策の情報（事務局）

### 【外国人技能実習生等への安全対策（参考）】

- ・農場内での日本語指導者の設置（経営者等）
- ・わかりやすい言葉での作業指示・指導の徹底、危険・禁止の表現の日本語指導
- ・安全対策マニュアルや安全標識、緊急時の連絡体制等について他国語版の作成・活用
- ・使用する機械・設備などの危険箇所の明示（表示をつける等）
- ・機械作業時は指導監督者による安全対策の事前説明・現場での監督指導を徹底
- ・作業に適した服装および保護具の着用
- ・受入れ経営体における外国人安全衛生教育担当者の育成
- ・5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）の取組についての教育
- ・体調不良時や緊急時の連絡体制の整備と周知